

(特別養護老人ホームみやぎ)

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

運営規程

社会福祉法人みやぎ会

特別養護老人ホームみやざき
短期入所生活介護事業所
介護予防短期入所生活介護事業所

社会福祉法人みやぎ会

第1章 事業の目的及び運営の方針等

(目的)

第1条 社会福祉法人みやぎ会が運営するユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームみやざき」（以下、「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護（以下、「指定短期入所生活介護等」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護等の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームみやざき
- 二 所在地 宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷七番29番

(利用定員)

第4条 利用定員は10名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入所定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ユニット数 1ユニット
- 二 ユニットごとの入所定員 ユニット①（一丁目）10名

計10名

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 従業者は、施設（特別養護老人ホームみやざき）の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名）

二	事務職員	4名（常勤3名、非常勤1名）
三	生活相談員	2名（常勤2名）
四	介護支援専門員	2名（常勤2名）
五	介護職員	36名（常勤33名、非常勤3名）
六	看護職員	4名（常勤4名、うち機能訓練指導員と兼務1名）
七	機能訓練指導員	1名（常勤1名：看護職員と兼務）
八	嘱託医師	1名（非常勤1名）
九	管理栄養士	1名（常勤1名）
十	調理職員	7名（常勤5名、非常勤2名）

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことが出来る。
（職務）

第6条 従業者の職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 事務職員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 介護支援専門員

利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

五 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

八 嘱託医師

利用者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 管理栄養士

利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

十 調理職員

利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第7条 指定短期入所生活介護等の事業者(以下、「事業者」という。)は、指定短期入所生活介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護等の提供を拒んではならない。

3 事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第8条 事業者は、当該指定短期入所生活介護等の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護等を提供するように努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第10条 事業者は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定短期入所生活介護等の開始及び終了)

第11条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護等を提供するものとする。

2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第12条 事業者は、指定短期入所生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その

他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第4章 指定短期入所生活介護等の内容及び利用料その他の費用の額

（指定短期入所生活介護等の取扱方針）

- 第13条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止にすよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 2 指定短期入所生活介護等は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定するサービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 従業者は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 事業者は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（短期入所生活介護等の計画）

- 第14条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護等の計画（以下、「サービス計画」という。）を作成するものとする。
- 2 サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 管理者は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 4 管理者は、サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

（介護）

- 第15条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。
- 一 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
- 二 排泄の自立についての必要な支援
- 三 おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつ

の適切な取り替え

四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第16条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第17条 事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第18条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(緊急時の対応)

第19条 従業者は、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに当該利用者の家族及び嘱託医師に連絡するとともに、事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第20条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第21条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護等を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護等に係る居宅サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 滞在に要する費用

三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用

五 理美容代

六 その他指定短期入所生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者

の同意を得るものとする。

- 5 事業者は、法定代理サービスに該当しない指定短期入所生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護等の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第22条 前条第2項第四号に規定する通常の送迎の実施地域は、加美町及び色麻町全域、大崎市の一部（西古川地区、岩出山地区の一部、三本木地区の一部）の区域とする。

第5章 非常災害対策

（非常災害対策）

- 第23条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業者は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第6章 その他運営に関する重要事項

（利用者に関する市町村への通知）

- 第24条 事業者は、指定短期入所生活介護等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
 - 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

- 第25条 事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護等を提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておくものとする。
- 2 事業者は、事業所の従業者によって指定短期入所生活介護等を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（衛生管理等）

- 第26条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、事業所において感染が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
 - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - 三 介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため

の研修及び訓練の実施

(掲 示)

第 27 条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘 密 の 保 持 等)

第 28 条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦 情 等 へ の 対 応)

第 29 条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(虐 待 防 止 に 関 す る 事 項)

第 30 条 事業者は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身 体 拘 束 に 関 す る 事 項)

第 31 条 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域等との連携)

第32条 指定短期入所生活介護等の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第33条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第34条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(認知症介護に係る基礎的な研修)

第35条 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第36条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

一 サービス計画（短期入所生活介護計画および介護予防短期入所生活介護計画）

二 第12条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第13条第4項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第24条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

六 第33条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(法令との関係)

第37条 この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

改定	平成21年2月15日
改定	平成21年11月1日
改定	平成24年4月1日
改定	平成25年9月1日
改定	平成28年4月1日
改定	平成30年5月1日
改定	平成30年7月19日
改定	平成30年8月1日
改定	平成31年2月1日
改定	平成31年4月1日
改定	令和元年5月1日
改定	令和2年1月22日
改定	令和2年5月1日
改定	令和2年8月1日
改定	令和3年5月1日
改定	令和4年5月1日
改定	令和5年5月1日
改定	令和6年1月1日
改定	令和6年5月1日